

65歳以上の方の 介護保険料

平成13年10月 高齢者の本来

から 額の保険料納付が始まります

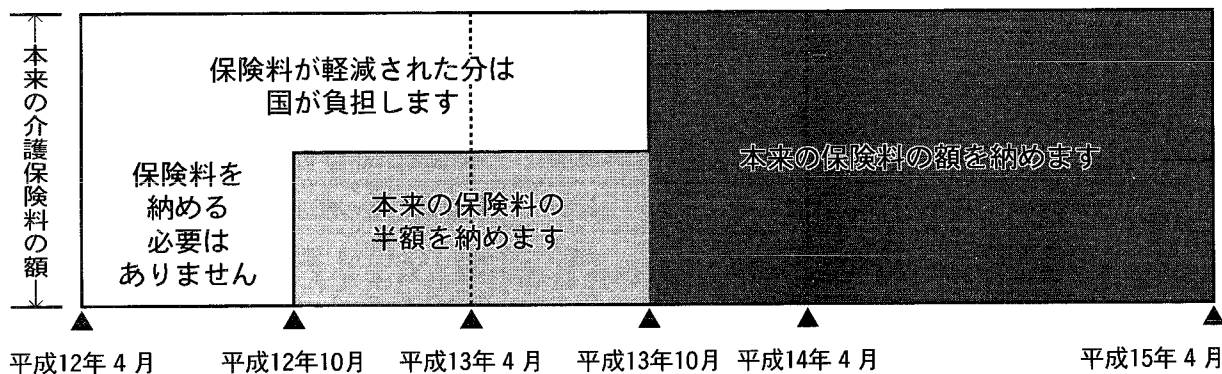
13年度介護保険料決定は8月に通知されます

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上のすべての方に、保険料を納めていただくことになっています。

【平成13年10月からは本来額の保険料を納めていただきます】

- 65歳以上の方については、介護保険法の円滑な施行のための特別対策として、介護保険の新しいサービスの利用の仕方などになれ、理解をいただきながら保険料を負担していただけるよう、
- 平成12年4月から9月までの半年間は、保険料を納めなくてもよいこと
 - 平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めることとされてきました。そして、
 - 平成13年10月からは本来の保険料の額を納めていただきます。

【平成12年度～14年度の65歳以上の方の保険料の額】



保険料の納め方

保険料の納め方には、年金からの天引き（特別徴収）と、口座振替または納付書による納付（普通徴収）があります。

- 年金からの天引き（特別徴収）
老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）以上の方
2か月ごと（2月、4月、6月、8月、10月、12月）に支払われる年金から、支払いごとに、2か月分の保険料が天引きされます。
※老齢福祉年金、障害年金、遺族年金からは天引きされません。
- 口座振替、納付書による金融機関への納付（普通徴収）
老齢・退職年金が年額18万円（月額1万5千円）未満の方
下記の納期ごとに、口座振替または納付書により定められた金融機関又は、税務課窓口で納めていただくこととなります。納め忘れがないよう、できるだけ口座振替の手続きをとりましょう。

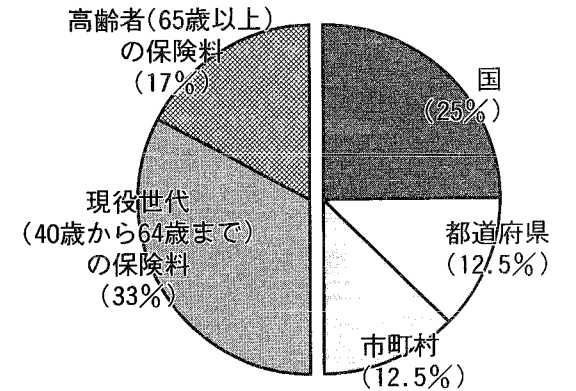
| 13年度納期限 | 5月1日 | 7月2日 | 8月31日 | 10月31日 | 1月4日 | 2月28日 |
|---------|------|------|-------|--------|------|-------|
|---------|------|------|-------|--------|------|-------|

【保険料の額】

本来の保険料の額は、介護サービスの費用の6分の1（17%）を、小須戸町にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額が基準になります。

高齢者の保険料は、年金の額だけによって決まるわけではなく、給料や事業による所得などすべての収入をもとに決められます。

- ※65歳以上の方の人数は、保険料について、割増、軽減の割合で補正した人数です。
- ※保険料の額は、介護サービスの費用の見込みに応じて3年ごとに決めます。



それぞれの方の保険料は、無理なくご負担いただけるよう、所得に応じた額を負担していただくこととなります。世帯に住民税が課税される方がいない場合などには、基準となる保険料額から軽減されることとなります。

災害や、世帯で主に生計を支えている方の失業・倒産などで保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免が受けられる場合がありますのでご相談ください。

納め忘れに注意！

- ※保険料を滞納している方がサービスを利用する場合は、原則として、
- 1年以上の滞納の場合には、いったん、サービスの費用全額を支払っていただいた上で、事後的に費用の9割の払い戻しを受けることとなります。
- 1年6か月以上の滞納の場合には、滞納している保険料の額を給付される金額から差し引くことがあります。
- 65歳からの保険料を長期間滞納していた場合には、その期間に応じた一定期間、保険から給付される額がサービスの費用の9割から7割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。
保険料は必ず納めましょう。

【所得に応じた保険料の年額】

| | 軽減される方 | | 基準額を支払う方 | 割り増しの保険料を支払う方 | |
|--------|------------------------------|-------------|-----------|------------------------|------------------------|
| | 生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者(住民税世帯非課税) | 世帯全員が住民税非課税 | 本人が住民税非課税 | 本人が住民税課税で合計所得金額250万円未満 | 本人が住民税課税で合計所得金額250万円以上 |
| | 基準額×0.5 | 基準額×0.75 | 基準額×1.0 | 基準額×1.25 | 基準額×1.5 |
| 平成13年度 | 12,648円 | 18,972円 | 25,296円 | 31,620円 | 37,944円 |
| 平成14年度 | 16,866円 | 25,299円 | 33,732円 | 42,165円 | 50,598円 |

◎お問い合わせは…小須戸町役場 税務課 住民税係 TEL 38-3111 内線127